

職員採用管理システム導入事業 公募型プロポーザル評価基準書

松江市 総務部 人事課

令和 7 年 2 月

1. 本書の目的

本評価基準書は、「職員採用管理システム導入事業」のプロポーザルにあたって、「職員採用管理システム導入事業実施要領」に基づき、提案内容等の審査、第一優先交渉権者（最高得点者）および次点交渉権者（契約候補者）の選定に必要な事項を定めるものとする。

2. 選定の主体

優先交渉権者の選定は、松江市が設置する「職員採用管理システム導入事業」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。審査委員会は、各委員が企画提案書を審査し、公平かつ公正な判断により表化した結果を総合して、優先交渉権者を選定する。受付期間、審査期間を通じて、各委員の提案者との直接接触を禁止する。

3. 選定方法

参加資格要件を満たしている提案者において、提案者から提出される企画提案書等で審査を行い、優先交渉権者を選定する。

一部の評価項目については、書類審査を実施する。なお、参加事業者が多数の場合は書類審査を一次審査とし、一次審査を通過した事業者のみがプレゼンテーションへ参加できるものとする。プレゼンテーションでの審査にあたっては、提案書等に加え実施するプレゼンテーションおよび質疑応答での内容を審査の評価対象とする。

次項に定める評価基準により、各委員が採点を行う。書類審査およびプレゼンテーションでの合計得点が最も高い提案者を第一優先交渉権者、合計得点が次点のものを次点交渉権者として選定する。なお、各委員の合計得点が満点の 6 割に満たない場合は優先交渉者に選定しない。

4. 評価基準

評価項目と配点：各項目の評価内容および配点は以下のとおりとする。

表 評価項目と配点

（１）一次審査（書類審査）※事務局で実施

ID	項目	評価内容	点
1	事業実施方針	・ 本事業の趣旨・目的を十分に理解し、基本的な考え方、実施方針が具体的かつ明確に示され、適切であるか。	5
2	受注実績	・ 同種業務受注実績	10
3	セキュリティ対策	・ システムのセキュリティ対策、障害発生時などの対応は万全か。 ・ 企業としてのセキュリティ対策への取り組み、姿勢は万全か。	20
4	見積額	・ 見積価格が提案上限額に収まっており、適切な価格となっているか。 【計算式】（提案事業者のうち最も低い提案額）／（当該提案事業者の提案額）×15 点 ※小数点以下第 1 位を四捨五入	15
合計			50

(2) 二次審査（一次審査での書類審査＋プレゼンテーション審査）

ID	項目	評価内容	点
1	書類審査	—	50
2	操作性	・ システムの概要、環境、管理機能、特徴などが具体的に示され、システム利用者（職員）が使用しやすい設計となっているか。 ・ システム利用者（職員）が分かりやすい画面表示・構成になっているか。 ・ 一連の処理操作（入力・ファイル出力・一括取込等）は、システム利用者（職員）が操作しやすいか。 ・ メッセージ送信時に利用できる変数機能・テンプレート・ファイル添付機能があり、メッセージ作成の手間や、ミス・ダブルチェックを減らす仕様となっているか。 ・ システム利用者（応募者）が分かりやすいシンプルな画面構成、アイコン表示になっているか。 ・ システム利用者（応募者）が応募するために必要な一連の処理操作は、誰もが利用しやすいものとなっているか。	60
3	システム機能	・ 仕様書の基本要件を満たしているか。 ・ 応募者の動作環境は、要件を満たしているか。 ・ 管理者の動作環境は、要件を満たしているか。 ・ 機能要件を満たしているか。	60
4	運用支援 保守	・ 導入後のシステムサポート・保守体制・バックアップ対応は十分か。 ・ 問い合わせなどの支援は充実しているか。	50
5	独自提案	・ 本市の要求事項以外に、採用事務効率を上げるための機能があるか。 ・ 応募者増加につながるような仕組みや支援体制があるか。 ・ 選考や内定辞退の抑止に貢献できる機能があるか。	30
合計			250

5. 優先交渉権者の決定

松江市は、審査委員会による選定結果に基づき、優先交渉権者を決定する。

合計得点が最も高いものが2者以上ある時は、審査委員の各評価で1位の数が最も多い者を第一優先交渉権者とする。（合計得点が最も高くかつ1位の数も同数の場合は、審査委員会の委員の合議により審査を行い決定する）

6. その他

このほかに必要な事項がある場合には、審査委員会が別途定めることとする。